

現代を生きる “管理職” として絶対に知っておきたい、 「職場で必要な労働法知識」

対象：管理職（現業・非現業問わず）、人事部門担当者（社内啓発・教育担当）

平成も終わりを迎えようとしている今日この頃、時代は“あの頃”とは大きく変わりました。

<あの頃>

- 「休まず働くことが良い社員の条件だ」
- 「上司が帰るまで残ってるのが良い部下だ」
- 「残業時間数は自己申告でよろしく」
- 「宴席で女の子は偉い人の隣に座るように」




<現代>

- 「年休は必ず5日取得すること」
- 「無駄な残業をせずにすぐに退社すること」
- 「タイムカードと乖離無く正確に申告すること」
- 「性別年齢関係なく、配席を決めること」

労働時間管理における労基法違反、各種ハラスメントによる訴訟やメンタルヘルス不調による休職者の増加等、あの頃では考えられなかった問題が職場では日々発生しています。

現代社会を生きる“管理者”として、この機会に労働法の基礎を抑えておきませんか？

日時	2019年2月14日（木）10:00-16:30	定員	30名（先着順）
場所	名古屋商工会議所ビル3階「第4会議室」 (名古屋市営地下鉄 東山線・鶴舞線「伏見」駅5番出口より徒歩5分)		
参加費	愛知・岐阜・三重県経営者協会会員 : 10,000円 非会員・その他 : 15,000円 ※いずれも消費税込		
講師	都築法律事務所 弁護士 都築 真琴 氏 (愛知県弁護士会所属) 	備考	・昼食は各自でお取りください
内容 (予定)	1. 労働法とは <ul style="list-style-type: none"> ・労働3法 ・その他労働法 2. 昨今話題となっているテーマ <ul style="list-style-type: none"> ・労働時間管理（サービス残業、休憩時間の業務、36協定未締結） ・年休 ・解雇、退職 		
	3. 法令違反しないためには <ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント ・メンタルヘルス など ・各事例における対応策 ・事前予防するために、管理者として心がけるべきこと 		

お申込みは **愛知県経営者協会HP（「aikeikyo」で検索！）** から
詳細は裏面へ→

お申込み方法等

1. 申込み方法

① 愛知県経営者協会HPからお申込み

「aikeikyo」で検索（TOP→「セミナーのご案内」）

② FAXによるお申込み

下記「参加申込書」に必要事項をご記入のうえ**052-221-1935**にお送りください。

2. 参加費振込先

三菱UFJ銀行 鶴舞支店 （普）0587192 「愛知県経営者協会」

※当日、現金でのお支払いをご希望の場合は、その旨お知らせください。

※お申込み受付後、請求書をお送りします。

3. 注意事項

①申込みをキャンセルされる場合は、2019年2月7日（木）までにお願いします。

※2月8日（金）以降のキャンセルは、参加費を申し受けますのでご了承下さい。

②参加証は発行いたしません。当日、直接会場にお越しください。

③この申込書でご提供いただいた個人情報、本セミナーの受講者資料として使用し、ご本人の同意なく目的外の利用を行うことはありません。

4. 問い合わせ先

愛知県経営者協会 会員サービス部 (052)-221-1931

参加申込書

セミナー名	職場で必要な労働法基礎知識			
所属経営者協会	愛知経協 ()	三重経協 ()	岐阜経協 ()	非会員・その他 ()
会社名				
住所	(〒 -)			
電話番号	() -			
請求書	必要 ()		不要 ()	
ご担当者 (請求書送付先)	部署	役職	氏名	
受講者①	部署	役職	氏名	
受講者②	部署	役職	氏名	
受講者③	部署	役職	氏名	